

秋田県公報

目次

ページ

規則

秋田県立男鹿水族館条例施行規則（八二・観光課）	1
教育委員会規則	
教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（一九・教育庁総務課）	2

規 則

秋田県立男鹿水族館条例施行規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十二号

秋田県立男鹿水族館条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県立男鹿水族館条例（平成十五年秋田県条例第八十四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 秋田県立男鹿水族館（以下「水族館」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 一月一日から三月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日まで 午前九時から午後五時まで

二 四月一日から十月三十一日まで（次号に掲げる日を除く。） 午前九時から午後六時まで

三 四月一日から十月三十一日までの日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日を含む。） 以下同じ。

午前八時三十分から午後七時まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することがある。

（休館日）

第三条 水族館の休館日は、一月四日から三月十九日まで及び十二月六日から同月二十八日までの間の木曜日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、この限りでない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は前項に定める休館日を変更することができる。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、休館日であっても水族館に入館させることがある。

（回数券に係る規則で定める額）

第四条 条例別表の回数券に係る入館の回数は、五回とし、当該回数券に係る規則で定める額は、小学校児童及び中学校生徒にあつては千五百円、一般にあつては三千円とする。

（定期券に係る規則で定める額）

第五条 条例別表の定期券に係る規則で定める額は、小学校児童及び中学校生徒にあつては二千円、一般にあつては三千五百円とする。

（指定管理者の指定の申請）

第六条 条例第五条第二項の申請は、知事が定める期間内に、団体の名称、住所及び代表者の氏名を記載した申請書を知事に提出して行つものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び法人の登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、財産目録、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

三 指定管理者の指定の期間に係る年度ごとの水族館の管理の実施計画書及び収支予算書

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第七条 条例第五条第一項の規定により水族館の管理を指定管理者に行わせる場合の水族館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項に規定する開館時間及び休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による開館時間を変

更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは同項の規定による休館日を変更することができる。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、又は前項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を水族館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日であっても水族館に入館させることができる。

(利用料金の承認の申請)

第八条 指定管理者は、条例第九条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、利用の区分、利用料金の額及びその算定根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う水族館の管理に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、軽微な事項として知事が認めるものについては、知事の承認を要しない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第六条、第七条第一項、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十九号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二章に次の一節を加える。

第十一節 武道館

(開館期間)

第七十九条 秋田県立武道館（以下この節において「武道館」という。）の開館期間は、遠的弓道場にあつては毎年四月一日から十一月三十日までとし、その他の施設にあつては通年とする。ただし、秋田県立武道館条例（平成十五年秋田県条例第八

十六号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ保健体育課長の承認を得て、当該期間を変更することができる。

(開館時間)

第八十条 武道館の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、武道館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ保健体育課長の承認を得て、当該時間を変更することができる。

(休館日)

第八十一条 武道館の開館期間の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 年始（一月一日から一月三日まで）

二 年末（十二月二十九日から十二月三十一日まで）

2 武道館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ保健体育課長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の手続)

第八十二条 武道館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、武道館を使用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、武道館施設使用許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(準用)

第八十三条 第十条第二項、第十一条、第十三条及び第二十二條の二の規定は、武道館にこれらを準用する。この場合において武道館の管理を指定管理者に行わせるるときにあつては、第十条第二項及び第十一条中「所長」とあるのは「指定管理者」と、第十三条中「所長」とあるのは「保健体育課長」と、第二十二條の二中「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第八十四条 条例第七条第二項の規定による武道館の指定管理者の指定の申請は、教育長の定めるところにより、武道館指定管理者指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出して行わなければならない。

一 指定の期間に係る年度ごとの武道館管理運営実施計画書及び武道館管理運営収支予算書

二 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理が適正かつ確実に行われるかどうか

を判断するために教育委員会が必要と認める書類
(補則)

第八十五条 武道館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、この節に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、指定管理者が保健体育課長の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)の施行の日から施行する。ただし、第十二章に一節を加える改正規定(第八十四条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)8766 FAX(063)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄